

「第2回青森県原子力政策懇話会」議事録

日 時：平成15年11月17日（月）13：00～16：00

場 所：ホテル青森 3階 「孔雀西の間」

〔出席委員〕 植村委員、鎌田委員、北村委員、久保寺委員、小林委員、佐々木委員、
笹田委員、菅原委員、田中(榮)委員、田中(久)委員、田中(知)委員、
種市委員（代理：神青森県農業協同組合中央会副会長）、月永委員、林委員、
築田委員、山本委員

〔欠席委員〕 遠藤委員、小川委員、田村委員、宮田委員

1 開 会

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

ただいまから第2回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。
はじめに、青森県知事三村申吾よりごあいさつを申し上げます。

2 知事あいさつ

【三村知事】

本日はご多忙のところ、委員各位には昨日の視察に続き、本日もご出席賜わりまして誠にありがとうございます。

さて、先の第1回会議では、国の原子力政策や本県に立地する原子力施設の概要等について、それぞれの関係者からご説明申し上げましたが、委員の皆様方からは、具体的かつ真摯なご意見をいただき、心から感謝いたしております。

2回目となります本日の懇話会は、主に昨日皆様方に現地視察をしていただきました東通原子力発電所に係る安全協定と、日本原燃株式会社の使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制の2点についてご意見をいただければと思っております。このうち、東通原子力発電所に係る安全協定につきましては、東北電力株式会社が平成9年に工事着手した東通原子力発電所1号機の営業運転の開始が、平成17年7月に予定されており、国が法令に基づき一元的に行っております原子力施設の安全規制に加えて、原子燃料サイクル施設と同様、県としても施設への立入調査等を行うことにより、周辺地域住民の皆さんの安全確保、環境保全を図る必要があることから、安全協定の締結に向け皆様のご意見をいただきたいと思っております。

また、使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいにつきましては、国において設計・建設時における品質保証体制が不十分であったとの判断から、現在、総合資源エネルギー調査会に六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会を設置し、品質保証点検計画や、点検結果について審議をしておりますが、この10月25日、26日の両日には、六ヶ所村の施設の現地調査を含む、第3回の検討会が開催されたところであります。

県といたしましては、県民の不安感や不信感を踏まえ、検討会の審議状況を注視しつつ、施設の健全性の確認を含め、国や事業者に対してこれまで以上の安全対策を求め、県民の安全と安心に一層の重点をおいた対応をすべきであると考えております。

委員の皆様方からは、これらの課題につきまして幅広い観点に立ったご意見・ご提言をいただき、私としては県民の安全、そして安心を第一義とする県の原子力行政に生かして参りたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げましてごあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

それでは、これからの議事進行は林座長にお願いしたいと存じます。

【林座長】

今日も座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局より、本日の出席者について紹介をお願いします。

（出席者紹介）

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

まずはじめに、懇話会の委員におかれましては、委員 20 名のうち、本日は 16 名の委員の方にご出席をいただいておりますので、順次紹介させていただきます。

座長の林委員でございます。

座長代理の田中知委員でございます。

同じく座長代理の久保寺委員でございます。

植村委員でございます。

鎌田委員でございます。

北村委員でございます。

小林委員でございます。

佐々木委員でございます。

笹田委員でございます。

菅原委員でございます。

田中榮子委員でございます。

田中久美子委員でございます。

種市委員代理の神様でございます。

月永委員でございます。

築田委員でございます。

山本委員でございます。

次に国からの出席者をご紹介します。

内閣府原子力委員会から後藤企画官でございます。

同じく池田上席科学技術政策調査員でございます。

経済産業省資源エネルギー庁から、松川核燃料サイクル産業課青森原子力政策企画官でございます。

経済産業省原子力安全・保安院から、坪井核燃料サイクル規制課長でございます。

同じく永山核燃料サイクル規制課課長補佐でございます。

続きまして、事業者側の出席者をご紹介します。なお、時間の関係もありますので、各事業者の代表の方のみご紹介させていただきます。

電気事業連合会から、田沼原子燃料サイクル事業推進本部部長でございます。

日本原燃株式会社から、松本代表取締役副社長でございます。

電源開発株式会社から、宮下常務取締役でございます。

東京電力株式会社から、伏見常務取締役でございます。

東北電力株式会社から、斎藤常務取締役火力原子力本部長でございます。

なお青森県側からは、三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、前田環境生活部長、天童商工労働部長が出席しております。

よろしく願いいたします。

【林座長】

それでは次第に従い議事に入りたいと思います。

まず事務局の方から、本日の案件について説明してください。

3 議 事

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

本日の議題は、議題（１）として、去る10月14日に開催しました第1回青森県原子力政策懇話会の議題に対する質問等につきまして、委員の皆様にも事前にお配りしております回答の中で、もう少しお聞きしたいという点について、質疑応答を30分程度行うこととしております。

なお、議題（２）、議題（３）に関する質問等につきましては、後ほどそれぞれの議題の時にお願いしたいと存じます。

次に議題（２）として、「東通原子力発電所に係る安全協定について」ということで、第1回目の懇話会において県から説明いたしました東通原子力発電所に係る安全協定書案について、45分程度意見交換を行うこととしております。

その後、午後2時20分頃、10分間程度の休憩を設けることとしております。

休憩後、議題（３）として、日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制についてということ、はじめに日本原燃株式会社から現在の状況についてご説明申し上げ、次に経済産業省原子力安全・保安院から、再処理施設品質保証体制点検計画に対する評価意見についてご説明いたします。

その後、45分程度意見交換を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

（１）第1回青森県原子力政策懇話会の議題に対する質問等について

【林座長】

それでは次第に従いまして議事に入りたいと思います。

まず、議題1の第1回青森県原子力政策懇話会の議題に対する質問等に対しまして、事前にご回答をいただいておりますが、もう少しこの辺を聞きたいという方がございましたら、お願い申し上げたいと思います。

はい、どうぞ。

【小林委員】

小林と申します。留守にしております、原子力政策等に関する質問等をペーパーで提出することができませんでしたので、この場で話させていただいてよろしいでしょうか。

【林座長】

はい。

【小林委員】

私は家庭の主婦の立場からということで、この懇話会の委員になりましたが、普段生活している中でいつも不安に感じることがあります。それは、放射性廃棄物のことです。特に、高レベルといわれるものには、30年から50年もの長い間、冷却貯蔵した後で最終処分施設へ搬出するとのことですが、自分たちは便利に生活しておきながら、無毒にしないまま廃棄物を子孫に管理させることに対して、とても気が引けております。私には1歳半の孫がおりますが、この子供たちが50歳になるまでと想像するだけで心が痛みます。

また、最終処分地についても、青森県外へ出せばそれで済むというものではないと思えますし、国の原子力政策はこれからも変わらないものなのではないでしょうか。お伺いいたします。

縄文時代の祖先から、三内丸山という素晴らしい遺跡を残していただいた県民として、痛切に思うことなのですが、いかがでしょうか。

【林座長】

いかがでしょうか。今のご質問に関して、お答えいただけますか。

【資源エネルギー庁 松川青森原子力政策企画官】

資源エネルギー庁の松川でございます。

ただいま、高レベル放射性廃棄物につきましてご質問いただきましたが、便利だけ現世代が享受し、負担を後世代に残す。そういうことがないように国の方でも考えております。

ただ、ご質問の中にもありましたように、30年から50年ほど貯蔵せざるを得ないという条件がございます。従いましてその後の処分ということになりますが、処分のための方策というのは、既に議論されておまして、実際に処分を実施する実施主体が2000年に既に設立されております。それと同時に、処分にかかる費用、これは今後30年から50年の貯蔵も含め、処分場の建設・運営、それから埋め戻しまで含めた処分費用についても、現在の電気料金の中からきちんと取るということになっておまして、各電力会社からは、発生した高レベル廃棄物に応じまして、きちんと処分費用を『原子力環境整備促進資金管理センター』という法人がございまして、ここに既に積み立てるということになっております。

従いまして、後世代にできるだけ負担を残さないように、そういう形で処分を進めて参りたいと考えております。以上です。

【林座長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【笹田委員】

お答えいただいた中から、六ヶ所の再処理工場について通水作動試験、化学試験において、通水作動試験で 1,179 件、化学試験で 167 件のトラブルが発生し、再発防止対策を講じたとありますが、これらの対応の中で人的ミスがいくらで、設計ミスによるものがいくら、施工上のミスによるものがいくつなのかということをお教えいただきたい。それらをどのように改善されてきたということについてもお教えいただきたいと思います。

それから、六ヶ所村の再処理工場に関連して、ラ・アークの再処理工場、東海村の再処理工場についての稼働実績について明らかにしてほしいということについて、ラ・アークについて過去 3 年間の稼働実績について回答をいただきましたが、東海村の再処理工場についての回答がありませんので、補足をして回答していただきたいと思います。

それから大間原発につきまして、ABWR のフル MOX での諸外国での稼働実績がないという報告がありましたが、電源開発株式会社というのは、原発の運転実績のない会社だと思いますが、これに関連しましてどのように電源開発株式会社さんの方で、今現在、J パワーといわれていると思いますが、職員の方の運転についての研修を積まれているのか。それから協力体制といいますか、他の電力会社からの協力体制などはどのようになっているのかをお知らせしていただきたいと思います。

日本原燃のプール水漏えいの関係についていくつかご質問しましたが、それにつきまして、後ほど品質保証体制のところでご質問させていただきたいと思います。

【林座長】

今のご質問、大きく四点だと思いますが、四番目の問題につきましては、議題 3 のプール水の漏えい問題についての議題がございますので、その中でお答えしていただくようにいたしまして、一番目から三番目の問題についてはいかがでしょうか。どうぞ。

【日本原燃（株）松本副社長】

日本原燃の松本でございます。

ただいまご質問いただいた再処理工場の通水作動試験、それから化学試験の中でのトラブルとか故障とか、そういった件数についてのお話がありました。更に、人為ミスとか、あるいは設計ミスとか施工ミスとか、そういった区分での詳細の件数というご質問だったかと思いますが、私も通水作動試験 1,179 件、それから化学試験 167 件だったかと思いますが、この件数につきましては、フランスのコジェマ社ラ・アーク再処理工場などの色々な事例を参考にさせていただいたり、あるいはコジェマ社から来ていただいている技術的支援の技術者、そういった方々との連携、あるいは協力も得まして、かなり先行の再処理工場と比べまして、数をかなり、数分の 1、あるいは一桁くらい、トラブルあるいは不具合の件数を減らしてございます。そして非常に小さいことまで含めて、こういった件数にしております。

ただ、ご質問にございましたように、人為ミスかあるいは設計ミスか、施工ミスかというようなことまでの区分は、今、手持ちにございませぬので、調べまして、どこまで把握できるか今のところは具体的に申し上げられませんが、極力その辺は把握しまして、後日になるかと思いますが、提出させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

【林座長】

二つ目、どうぞ。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

核燃料サイクル開発機構の東海再処理工場での実績でございますが、1977年9月から運転をいたしまして、2002年3月末までで約1,000トンの使用済燃料を処理したというのが実績でございます。

【林座長】

よろしゅうございますか。三つ目、どうぞ。

【電源開発（株）宮下常務取締役】

電源開発でございます。Jパワーと愛称で最近呼んでいただくようにということで、二つ名称がございます。

私どもの運転経験がないのではないかとということでございますが、実は電源開発は、原子力そのものを調査・検討を始めたのは、かなり早い時期でございます。1954年からでございます。当時の東海でガス炉を建設する時に、当社もその一端を検討し、国内での大論議になったということがございます。それ以来ずっと、この原子力に関する研鑽を積んできているのが実態でございます。

その後、ATR原型炉、これは『ふげん』と申しますが、今年の3月に廃炉をしておりますが、原子炉の運転を停止したということでございます。この国内でもって、自ら設計・建設・運転をした初めての原型炉、これは重水を減速材とする日本独自の原型炉でございますが、この16万5千キロワットの原型炉の設計・建設・運転に、これは動燃事業団、現在の核燃料サイクル開発機構でございますが、こちらに協力をいたしまして、都合その間の運転、補修、こちらは当社から180名の要員を配置しまして、この3月まで運転に協力をさせていただいております。

そういったことで、その後、有名なCANDU炉論争というのがございましたが、その経緯もありまして、ATR実証炉というものを大間で建設する時の実施主体に選定をされ、私どもがこの場合にもフルMOXでございましたが、この原型炉の設計に関してずっと従事させていただいております。

残念ながら、建設費の高騰等の中で、炉型変更ということで、電力会社さんが開発をされました沸騰軽水型の改良型の炉、これを大間において建設するというところでございまして、現在、大間で計画しているわけでございます。この改良型のBWRの建設のためにということで、電力さんに特にお願いをいたしまして、現在、こちらの経験者を都合40名程度、各所をお願いをいたしまして従事し、運転・建設の状況を勉強させていただいております。

こうすることで、私どもとしては十分な準備をしていると考えております。

【林座長】

笹田委員、よろしいですか。はい、どうぞ、山本委員。

【山本委員】

前回、時間がなかったものですから、意見・質問等について国にお伺いしたいということを通告しておりましたので、お願いしたいと思います。

前回、資料もいただきましたが、国のエネルギー基本計画の冊子をいただいて、なおかつ説明をいただきました。そこで、基本計画では原子力発電を基幹電源と位置付けて、引き続き推進をしていくということですが、先ほど小林委員が言いましたように、やはりこの原子力関連施設については、青森県としては国策ということで受入れて参りました。しかし、現実的には、青森県の県民生活の状況に関するアンケートを見ますと、今年の 2003 年のアンケートの結果では、原子力関連施設に不安を感じる人の割合が、81.7%あるということで、直接、口や行動に出してはいないが、しかしそういう不安、あるいは、ある意味では不信というようなことが、県民の間には 8 割以上あるということを重ねて受け止めていただきたいと思います。

国の方も、平成 10 年に原子力関連施設に関するアンケートをとっているようですが、なぜか平成 12 年度 1 回だけで、それ以降は全くアンケートなどもとっていない状況であります。そういうことを踏まえながら、まず一つは原子力発電を基幹電源として推進をしていくということですが、このエネルギー基本計画の中に、そういう場合にバックエンド対策が極めて重要であるということが記入されているわけであります。そのとおりでと思います。ただ、バックエンドにしても、現実的に高レベル放射性廃棄物の最終処分地がいまだに決まらない、というようなことも現実的な状況であります。そうした場合に、やはり本当にこの推進計画がそのとおりに進むのかどうか。非常に青森県民としても、注目をしなければならないわけであります。

従いまして、特に青森県民だけでなく、そういうようなことが国民の不信、あるいは不安に根強く繋がっているということになるとと思いますので、本当にそういう意味で、推進をすすめるならば、具体的なステージを明らかにしていただきたいと思います。

二つ目は、関連しますが、プルサーマル計画を推進するということでも、これまた記載されておりますが、これについても現実的なところ、プルサーマル計画も高速増殖炉でも、現状ではご案内のとおり、もんじゅの事故があったりして、全く現状では実現の目途が立っていないわけであります。そういう意味からすると、MOX燃料を加工するというような意味が、果たして妥当なのかどうか、ということになるとと思います。

そういう意味で、本当にこのプルサーマル計画の実施計画をすとした場合に、MOX燃料の処理、あるいは処分、それからMOX燃料の使用も含めて、具体的な道筋を明らかにして、本当にそういう意味では信頼、更にこういう方向であるから安心していただきたいと思います。そうでないと、いつまで経っても不安が後を引いていくわけです。その辺のところをきちんと説明すべきではないか。あるいはきちんと出すべきではないかと思います。以上です。

【林座長】

いかがですか。どうぞ。

【資源エネルギー庁 松川青森原子力政策企画官】

資源エネルギー庁の松川でございます。

ご質問にありましたまず第一点の高レベル放射性廃棄物につきましては、具体的なステップということですが、すでに 1999 年頃から動燃の技術的なレポート、その後、原子力委員会でのバックエンド対策専門部会で、高レベル放射性廃棄物についての議論がなされております。また、処分懇談会におきましてもレポートが出されております。これらに基づきまして、西暦 2000 年、高レベルの処分の法律ができております。このような中で、今後、処分地の選定として、概要調査、詳細調査と進んで参ります。これにつきましては、すでに処分懇で明らかにされておきまして、現在、それにのっとり処分実施主体であります『原子力発電環境整備機構』が 2000 年に設立されておりますが、昨年 12 月から処分候補地の選定プロセスに入っております。2010 年代の後半頃までに処分候補地をいくつか選定するという事で、全国の各市町村に公募の要綱を送っているということで、現在、進めているところになっております。

もう一方のプルサーマルにつきましては、プルサーマルの実現のためには、まずは発電所立地地域の方々、住民の方、それから国民の皆様の理解を得ることが、まず大前提と考えております。個別的なステップにつきましては、計画地点が明らかになっているところについては、個別の電気事業者はもちろん、政府も積極的に必要性、安全性を説明して、関係者の理解を得て進めて参りたいと考えております。以上です。

【林座長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【山本委員】

やはりまだ、今は処分懇で検討されている。なおかつ、2010 年を目途に候補地を設定することですが、ただ、やはり不安なのです。はっきりとした環境整備ができた段階で、いわゆる高レベル廃棄物については、「こういうことをこうするんだ」という具体的なステージを出していただきたいというのが、国民あるいは青森県民の本当の願いだと思っております。2010 年まで、もし仮に候補地が決定されない場合はどうなるのですか。

【資源エネルギー庁 松川青森原子力政策企画官】

引き続きお答えいたします。2010 年頃までに処分候補地が選定されない場合とありますが、現在は、当初の方針、公募ということにのっとりましてやっておりますが、いつまでにということは決めておりませんが、当然、立候補がもし何もなかった場合ということにつきましては、更にこちらから原子力発電環境整備機構等から改めて対応を決めていくと思われま

【林座長】

よろしいですか。

【内閣府原子力委員会 後藤企画官】

原子力委員会の後藤でございます。

今、お話があった点ですが、まさしくやはり不安であると。それから国の政策が見えない。ということは、東電の不祥事以降というか、もともとを言えばアスファルト固化体の事故とか、もんじゅのナトリウム漏えい事故とかから、ずっと言われてきております。これは私も原子力委員会とか、実施事業官庁である経済産業省、文部科学省なども一番頭を悩めているところなのです。ですから、国民の信頼をいかに回復するかというのが、一番、今は重要な課題だと思っております。そのためには、国民に理解させるのではなく、国民を我々が理解をする。つまり相互方向的に意見を交換し、お互いに理解をしていく。そういうことが重要だと思っているのです。

それはどういうことかという、つまり、今、おっしゃったように、候補地の場所が決まらない、不安である。その場所に手を挙げる人がいない。手を挙げたらどうなるか分からない、不安である。だから決まらないんですね。だからそれはお互いを理解しながらやっていくのであって、それは多分、今すぐ決まるかという、それはすぐ決まりません。

今、松川企画官から話があったように、多分 2010 年まで色々なプロセスがあると思います。そのためには、現地を理解する。現地に理解してもらう。そういうことをやっていくわけですから、私どもが各地元の立地町村とお話をさせていただいている時も、スケジュールありきで全てを進めていくと、国がブルドーザーのように話を押してくる、というようなことを言われていますが、そういう失敗を繰り返してはいけないのだと思うのです。ですから、そこはお互い膝をつき合わせて、我々も、ついこの間、青森で反対派と討論会をやりましたが、そういうような地道な努力をしながらやっていく。そうしないとなかなか理解していただけないのだと思います。ですから、それは時間がかかります。ただ、そういう地道な努力をやって、原子力を進めていくというのが重要ではないかと思えます。以上です。

【林座長】

だいぶ、時間も押してきたのですが、一応、前回の質問事項にプラスで補充質問的なところがあれば、できたらお願いしたいと思えます。どうぞ。

【笹田委員】

今日の議題に入っていないことで、言い忘れたことがあります。

I T E R の問題です。知事にお伺いをしたいのですが、I T E R 誘致に関わって、県の地元負担というものが当然出てくる。その中身についても回答をいただきましたが、私は、今県が進めている財革プランの実施にあたって、I T E R の誘致に係る青森県の地元負担というものが、やはり財革プランの実施の中で聖域になっているのではないかと思うわけです。そういうことも含めて、実際には今後 I T E R の誘致が決まって、立地が決まって、相当程度具体的に県の地元負担が出てくるとするならば、そのこととの関わりで、県の財革プランの進め方とどう関わってくるのか。そのことについてお伺いをしたいと思えます。

【林座長】

よろしいですか。どうぞ。

【蝦名副知事】

I T E Rの誘致につきましては、年内にもサイトの候補地が決まるのではないかとわれておりますので、今、決まった場合の県の財政負担の問題がありますが、決まって、今後、国等と協議しながら、あるいは色々な事業体もできるわけでしょうから、その段階で土地の無償譲渡の問題、あるいは送電線の問題、あるいは住宅整備の問題は、県あるいは地元とも協議しながらやっていくしかありません。

従って、これにつきましては財政負担が伴うわけでございますので、当然、財政改革プランとの整合性が問題になりますが、今後そういう経費のあり方、どの程度になるかについて明らかになった時点で、今後、財政改革プランとの整合性をどうするかということについても、当然、検討していかなければならないと思っております。

今、まだ決まっていない段階でどうのこうのと言うわけにはいきませんが、そのところをにらみながら、当然そういう議論があるだろうと思っておりますので、改めて金額が出しだい、県議会なり、あるいは色々な関係機関に説明を申し上げ、ご理解を得ながら進めていくということになると思っておりますので、手続きはきちんと踏まえていきたいと考えております。

【林座長】

私から、座長から、言うのはおかしいのですが、その場合に、県の財政からの支出の問題もありますが、I T E Rが六ヶ所にできた場合の、いわゆる経済的な波及効果というのはどのくらいになるのかということも、ぜひ、できたら一緒に発表していただければと思います。よろしくをお願いします。

大体、予定の時間が議案1で過ぎましたので、この辺で。はい、どうぞ。

【梁田委員】

座長、よろしいですか。私もたくさん質問をして、追加で聞きたいことがたくさんあるのですが、一応、手を挙げるのを遠慮しているのですが、それで時間切れで終わってしまうのは、すごく不満なのです。そうかと言って、答えをいただいていると時間がかかるので、私はいくつか投げかけだけはしておきます。2、3分だけでも、いいですか。

【林座長】

どうぞ。

【築田委員】

築田です。回答はいただいたのですが、まず回答が長過ぎます、全体に文章が。これは読むだけで一苦労します。これは他の委員の方も同じだと思います。今日、皆さんに配られていると思いますが、ほとんど読みこなすのが不可能です、普通の県民は。よほどこれに知識がある人とか、造詣の深い人は読めると思いますが、一般の県民が読めるようなレベルに落とし込んだ表現、これを常に考えてほしいと思います。

それから事務局にお願いしますが、このコピーは「見るな」に等しいと思います。もっと大きな字で、ゆとりをもってコピーを作っていただきたいと思います。

中身ですが、簡単に言いますが、資源エネルギー庁から安全についての回答をいただきま

した。安全とは何かというと、一言で言えば、放射線による悪影響が出ないのが安全だと。これは非常に分かりやすく結構です。この中で二つ聞きたい。後で報告してほしいのですが。

事故が現実には起こるとは考えられないような事態を想定した場合でも、ここまで考えているって言うんだけど、どんなひどいことまで、どんなひどい状態まで想定しているのかをもっと分かりやすく、「こんな事故を想定しています。それでも大丈夫です」というふうなことが多分あると思うのです。それを県民に対して分かりやすく、「こんなひどい事故でもこうですよ」ということを出してほしいのです。事故はないというのではなく、事故はあるわけです。あるということを前提にしてやらなければならないと思います。これが一つです。

二つ目に、放射線は周辺環境に影響を与えることはほとんどどない、と書いてあります。これは質問です。原子力の施設、これを破壊することは不可能なのかどうか。これは普通の県民が、皆、疑問に思っているのです。「そんなことを言ったってさ。飛行機が突っ込んだり、ミサイルが飛んできたら壊れるんじゃないの?」と思っているのが普通の県民ですから。これを壊すことはできないのか。これも質問です。

それから学校の教育。客観的な知識とか、学校の教育での普及というところがあるのですが、この場合に、今、実際に小中高校で、どんな教育をしているのか。これをぜひ教えてほしいのです。私はそういうのが見えないから、各学校で、社会教育もあるけれども。どんなテキストを使って、どんなカリキュラムで、どういうふうにして、どんな内容で普通の子供たちを導いているのか。一方的な押し付けではないと書いてありますので、非常にこれは楽しみです。実際の教材を見せていただきたいと思います。

あと二つです。これまでの広報活動、いっぱいやったという報告をもらっているのです。例えば、この前の10月に公開討論会をやりましたが、私は新聞で見る限りは、両者とも意見を言いつけなして、ほとんど噛み合わなくて、ほとんど成果がなかったと私は見ているのです。それでも、一生懸命広報活動とか、あるいはこういう懇話会をやっても、どういう内容が話し合われて、どの部分が問題になっているのか、というのを普通の県民はどうやったら分かるのかなど。これを事業者の方々、あるいは県の方々もどういうふうに思っているのか。県からほとんどどない、事業者からもほとんど基本的にはないですよ。大体、明日の新聞か明後日の新聞を読むけれども、ほとんど3段くらいの小さな囲み記事にしかならないわけです。そのくらいですから、普通の県民は、「何かわけの分からないことをやっているんだろうな」としか思わないと思うのです。だから、出席している人は分かるけれども、色々な会合に出席していない普通の県民に、どうやって理解を、「こんなことをしたんだよ」という理解をさせたらよいか。理解させていると私は思っていないから、どうやって本当に伝えようとするのか。この辺の改善案を出してほしいと思います。

たくさんあるけれども、以上です。

【林座長】

はい、ありがとうございました。

今のご質問、ご提言に対して次回までにぜひ一つ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【梁田委員】

次回ではなく、レポートで。

【林座長】

レポートですか。そうですか。このように、全員に大きな字で書いたものをできればお願いしたいと思います。

(2) 東通原子力発電所に係る安全協定について

【林座長】

それでは、次の議題2の東通原子力発電所に係る安全協定について意見交換をしたいと思います。当安全協定の案につきましては、前回の懇話会において県から説明があったわけでございます。この案について、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【山本委員】

山本です。防災対策について、少し確認を含めてお伺いをしたいと思います。

つい先日、国民保護法制が施行されました。住民避難の関係とこの法律の関係がどうなるのかですが、もしこういう原子力関連施設というのは、委員の皆さんも言っているように、万が一があっては大変なことになるわけですから、そういう防災対策のことは特に念には念を入れて対策しなければならないと思うのです。その国民保護法制の関係と、原子力災害特別措置法では、原子力の緊急事態宣言は内閣総理大臣が指示をするということになっております。青森県の場合、総理大臣の指示を待っては、果たしてどうなのかな？ということもありますし、防災サイトの関係などもあるのです。

前の知事はそういう意味では、原子力災害特別措置法はあるけども、住民や県民の命と財産を守るためには、超法規的な対応をしたいとおっしゃったのです。このことが、果たしてそのとおり約束されるのかどうか。国民保護法制と、原子力特別措置法との関連でどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

【林座長】

いかがでしょうか。国の方、先に、どうぞ。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

原子力安全・保安院の坪井でございます。

国民保護法制とこの原子力災害対策特別措置法の関係ですが、実は、まだ検討中ということでございます。国民保護法制については、これから、今、法律に具体化していく段階になるわけです。それと原子力災害対策特別措置法との関係は、議論をして、これから整理をしていくという段階にあると担当部局から伺っているところでございます。

【林座長】

よろしゅうございますか。山本さん。

【山本委員】

いずれにしても、それはそれでよいのですが、きちんとその整合性がはっきり担保されるような理解をされないと困るわけです。その辺のところを注意していただきたいと思います。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

法律で作ることですので、そういったところの整理はきちんとやった上でやっていくことが必要だと思っております。

【林座長】

それでは、県側から、答弁よろしゅうございますか。

【前田環境生活部長】

内閣総理大臣の指示でと言ったところですが、実際には、市町村長のところに指示がでまして、市町村長が住民に対しての避難措置をとることになります。

【林座長】

よろしいですか、山本さん。

【山本委員】

それだけですか、答弁は。前の知事は、超法規的なことをやるということでしたが。

【林座長】

それでは、現知事、いかがでしょうか。

【三村知事】

先般も火災の訓練を行いました。その際は、知事、副知事がいる時の訓練であったと。今後出張等でいない時の場合も含めてやってみようと検討を行っているところです。迅速な行動をより機動的に、災害対策というのは運用するべきだと。原子力に関わらず、そう思っておりますので、色々なパターンの訓練をやっていこうと、先般 28 日の訓練の後でも話をしたところです。

【林座長】

よろしいですね。他にございませんでしょうか。どうぞ。

【笹田委員】

安全協定のことについていくつか質問を事前にさせていただきましたが、回答についてはそれなりに理解するものでありますが、やはり安全協定そのものは、法的な規制のないものですから、できる限り安全協定の中身には県民の不安なり、事故が起こった時の対応なりをきちんと書き留めておくというふうなものにした方がいいのではないかと思います。国が示している安全協定のモデルがありますから、それに沿ってこの間の法律の改正、あるいは特

措法の制定に伴って、サイクル施設に係る安全協定書の内容よりも、改定をしてありますので、それなりに理解するものでありますが、その辺のところをもう少し具体的にきちんと書き込んだ方がいいという部分があるのではないかと思います。それだけに、安全の基準というものをもう少し具体的に定める必要はないのか、というようなことを重ねてご見解をお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、通報の問題であります。先般の六ヶ所の再処理工場でのケーブルでの火災事故、事故とは言えないとは思いますが、その際にも通報が若干遅れたという報道がありました。やはり、万全な連絡体制と申しますか、相互の信頼関係というものが重要だと思っておりますので、その辺のところについても書き込める部分があるとすれば、書き込んだ方がいいのではないかと。

それから立入検査の関係であります。やはり、県としての立入検査の体制というものが、条文には立入検査をするとありますので、その安全協定に基づいて立入検査をする体制を県の方できちんと作っておくこと。この安全協定そのものでは直接関係しませんが、そのバックアップする精神を生かすという体制をきちんととっていくことが必要なのではないかと思っております。

【前田環境生活部長】

安全協定は条約になっておりますので、必要最小限のことを書き留めております。その他に記述として要綱等で細かいことを順次必要なことを加えながら定めるということをしていきたいと思っております。

通報の件に関しましては、できるだけ、できる限り早くということで留めておりますが、目途としては30分以内と考えております。

立入調査の件に関しましては、県の体制と、今、何回も立入調査をしておりますので、それらのことを踏まえながら、更に必要なところがあれば体制の強化を図って参りたいと思っております。

【林座長】

はい、どうぞ。

【菅原委員】

ただいまの火災の件であります。火災にもご承知のとおりでございますが、ボヤみみたいなものから、拡大の危険性のあるもの、それから大災害に至るようなものなど色々あると思っております。現状では、それについて全ての分野の人達が理解するというのは大変難しゅうございますが、まず、あらゆるところに情報としては「火事があった。どの規模の火災があった。」ということをはっきりと伝える。その次に、それをどういうふうに対応するのか、という段になりますと、これはそれぞれの立場で色々な考え方があろうかと思っておりますが、そのところで結局は、「この火災はこういうわけだ。だから、この位の被害があるかもしれない。」そういう情報を、あるいは被害はないかもしれないという情報をお互いに共有をいたしまして、これから先、非常に重要なことは、それをどう理解して、どうコミュニケーションをとって、どういう対策をするのか。こういうことだと思います。

消防の立場で言いますと、火災が起こった場合には、必ず現場に行かなければなりません。ところが、原子力におきましては、その中の放射線の漏れとか、そういう情報がどうなのかということは、例えばこのケースだと、原燃の方が一番詳しいわけですから、原燃の方の情報というものが、管理と外との接する部分と言いましょか、そのところでしっかりと情報交換をする。消防の方は、地域住民を代表する安全に関係するための機関の方でありますから、そこでどういう情報を受けて、更に入中に入る必要があるのか、あるいは中の自衛消防隊でこれを解決するのかと。「こういったことをやりました」という経緯をまたはっきりと全体の方にお知らせするという手続きをしっかりとやっていくことが大事でありまして、それから先はそれぞれが勉強をして、火災に対してどう対応すべきなのか、ということをやらなければならない。

だから、私も全く普通の住民として考えてみますと、原子力に関する色々な論議を見ますと、いきなり黒か白かという判断でやっているんですね。これは大変大きな無駄というのも変ですが、非常に余計なことを考えたりすることもあるし、あるいは考えないでえらいことになったということもあるかと思えます。

そんなことで、少し専門的かもしれませんが、リスク判断ということに対して、皆、慣れていくと。先ほどの最終処分の問題も同じことで、とにかく最終処分場を設けて、そこで原子炉、ある一定の寿命がきたものは停止しなければいけないわけですから、そこでどういう処理をすれば、どのような放射線の発生があるのか。それは例えば、専門家の方に聞いてみると、「日常生活上、全く心配のない埋設のされ方をしたんだ」と。だから、もしそこで「それでも心配の方は、今度は移住とか何かについてご相談してください」と、「オーケーの方はそこにおられたらいかがでしょうか」と言う。こういうもっと突っ込んだ論議をこれからぜひ進めていきたいと各分野の方がおっしゃる必要がある。

それから、こういうところの論議に出て参りますと、いきなり専門用語が、当たり前のように飛び交うんですね。これは、できるだけ日本語に変えてお話をすることが大事であって、私は原子力の問題に詳しいんだという感じでやられることは、住民にとっては大変マイナスなことだと。かえって原子力はタブーで危ないものだという意識に繋がっていくような気がいたしますので、そういう努力というものはこれから必要ではないかと思えます。

【林座長】

はい、ありがとうございます。どうぞ。

【久保寺委員】

ただいまのご発言に関して、もう一つ私は希望を述べさせていただきます。

日本国で初めて核燃料のサイクルの事業所が、この青森にできます。また、青森県民にとりましては、初めての原子力発電所が東通にできます。こういうことについて、やはり事業所の方々に今から、多くの方のご意見が出ておりましたように、情報提供のあり方、広報のあり方、どうぞ一般の市民の方たちの目線で、一般の市民の方たちが理解できる共通言語で、共通価値観で、ぜひ、この広報をもっともっと活発に広めていただきたいと思います。

水漏れにいたしましても、何か事業所からの色々詳細なご発表はあったにしても、技術的な面が多く、知らない方はプールからザバザバ水が漏れているように思っているんじゃないか

す。291カ所漏れが見つかった。漏れるというか、不具合な場所が見つかったという表現ですら、291カ所から漏れていたから見つかったと思っている方が圧倒的に多いのです。そうではなく、2、3カ所からの漏れを見つけたことによって、これだけ努力してまだ漏れていないけれども不具合な溶接を見つけたということを丁寧に説明していただければ、まだまだ、ご理解をいただける面もあったかと思えます。これは小さな事例でしかございません。

初めて青森県民の方たちが、この青森県に原子力発電所を迎えます。そして、日本国民は、日本に初めて核燃料のサイクルを含めて廃棄物まで、そういう事業所を持ちます。ぜひ、広報とか情報伝達のあり方を分かりやすくやっていただきたい、というお願いでございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【佐々木委員】

佐々木でございます。今、火災のことも、消防車のことも出ましたので、私も追加で思ったのですが、今、久保寺委員から出ましたのと同じ主旨ですが。

六ヶ所とかその他で、私は医師会でございますので、救急車が走ると、だいたい私のところにはその日のうちか、翌朝にはもう入っております。その辺をお話申し上げますと、地区の一般医師会の会員には、まだ、いっていないことがあったりしたことがありまして、お願いして、そういうことがないようにということでやってもらっていました。ということで、実際には色々なことをやっていらっしゃるのですが、そのことがもう少し上手く地域の住民のレベルにいていただけるようなシステムを、できればもうちょっとで委員の方が不安を持っていらっしゃることが解決するところまでできていると、私自身は思っております。残念ながら、その辺のことまで、色々と手続きのこととか、逆に言うと地元の方が色々なことに、何かあると「どうだ、こうだ」ということで騒ぎ過ぎてしまって、警戒心が返って強いのかなと冗談で申し上げたことがあるのです。

そういうことはないと思いますが、逆に言うと先ほど、双方向性に理解を深めるということが大事なんだと。私は医師会を代表してやっております、そういうことを所々で感じていましたので、今、久保寺先生がおっしゃったようなことは本当に大事だし、先ほど企画官がおっしゃったことも。先ほどの委員の方も火災のこと、消防車のことを申し上げましたが、もうちょっとのところまでできていると思いますので、ぜひ、地元の方々もその辺のことをもう少し時間をおかけて、双方向性に理解を深めていくんだということによって、素晴らしいものができるんだと、私自身は考えておりますので、その辺のことをもう一息、辛抱も必要ですし、努力も必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

【林座長】

どうぞ、植村さん。

【植村委員】

安全協定の話が非常に大事なわけでございます。この中には、安全ということと、同じレベルで安心というものが作用しないと、安全に繋がっていかないと思う。安心感というものが、醸成されるような安全協定でなければならないと。こういうふうを考える時、原子力発電所が 17 年から稼動するという情勢になってきておりますが、これについては、人間に対する影響、この問題が一般的に当然ながら色々論議されております。と同時に、産業に対する安全そして安心感を醸成するような協定というものがあるわけです。私たちも原子力船の安全協定を作る段階で、非常に大きな不安情勢の中で、安全協定というのは、安心ということが非常に大事なんだと。そういう中で安全協定を結んで、実害に対する補償ということは、何人ともこれを云々する余地がないほど、当たり前のごとでございます。風評被害ということになれば、どういう形でそれを認定するかという段階で、産業人とそうでない事業者の立場では、かなり違いがあるわけです。最近では、当然の如く安全と安心が一体的に論議されるようになってきておりますので、当然ながら風評被害に対しては、そのことについての色々な条約・協定というものが進められると思っておりますが、やはりそういうことについても、十分説明をしていかなければならない。

原子力船の場合は、いわゆる評価委員会とかそういうものを構成しながら、そのことについては幸い一度も発動したことはございませんが、原子力発電所については、やはり相当事故が発生いたしております。こういうことによりまして、しかも長期間に関わる問題ですから、安全と安心についての考え方をベースにしながら、そういうことも具体的にやはり論議する段階で、「これであれば安心だな」ということが認識されていくのではないかと。そうでない段階で、やたらに空を呼ぶような論議だけが先行して、イデオロギー的な感覚が原子力船の時代はあったものですから。最近では国民のかなりが原子力発電所について理解が深まっていていっていると思っておりますから、我々国民もこういう施設は必要不可欠だということを認識する中で、安全・安心をより一層高度なものにしていかなければならない。こういうふうな考え方で私はこの懇話会に臨んでいるわけです。以上です。

【林座長】

どうぞ。

【天童商工労働部長】

ただいま、安全・安心ということの観点からのご指摘がございました。私ども、東通原子力発電所が動いていく際には、安全・安心というものが確保されなければ駄目だというのが大事だという認識を持っております。

風評被害の関係についてであります。これについて若干申し上げますと、この協定書上において、東通原子力発電所の運転保守等に起因する風評によって、農林水産物の価格低下、その他の経済的損失を与えたときは、その当事者が交渉において解決を図られるということになります。当事者間において解決できない場合において、当事者から県に対し紛争処理の申し出があり、必要があると認めるとき、県は東通原子力発電所風評被害認定委員会なるものを設置の上、公平かつ適切な措置を決定することとしております。

現在、私どもは原子燃料サイクル施設に係る風評被害認定委員会というものが設置されて

いるわけですが、これにつきましては、ご指摘にあった点の観点からいくと、専門家あるいは産業関係団体の代表者、それから生活関係分野の代表者等々を網羅しながら、これに的確に対応できるということできているわけです。

従いまして、今後、東通原子力発電所に係る風評被害認定委員会の組織運営に関し、必要な事項については風評被害処理要綱で定めることとしておりますが、これまでの原子燃料サイクル施設に係る対応等も含めて、その辺は適切に対応して参りたいと考えております。以上でございます。

【林座長】

あと何かありませんか。どうぞ。

【東北電力（株）斎藤常務取締役】

東北電力の斎藤と申します。東通原子力発電所は、平成 17 年運転開始予定で、来年燃料搬入をいたしまして、燃料装荷は 9 月の予定であります。私どもにとりましては、東通原子力発電所は安全に建設することが第一。そして安全・安心できる、そして信頼のおける東通原子力発電所、これを建設、運転をして参りたいと考えております。

先ほど、久保寺先生はじめ色々情報公開を含めての話があったわけですが、何と言っても安心そして県民の方々に信頼をしていただけることは、情報公開が第一だと思っております。軽微な事象につきましても、今後、県さんとも十分協議をしながら、地元自治体そして県さんへも的確な通報連絡を進めていきたい。と同時に、地元の方々そして県民の方々に分かりやすく、そして情報を整理しまして、タイムリーな情報提供を積極的に行い、信頼される東通原子力発電所を目指して頑張っ参りたいと考えております。

それから、現在、原子力発電所 52 基運転をしているわけですが、これまで風評による被害が出たケースはございません。これまで JCO 事故によりまして、補償したケースはございますが、原子力発電所において風評被害による補償したケースは一切ございません。我々といたしましては、まず安全を第一に、万が一の場合には、先ほどの県さんからのお話のように、責任を持って対応して参りたいと考えております。以上でございます。

【林座長】

田中さん、どうぞ。

【田中（久）委員】

田中と申します。昨日、六ヶ所あるいは東通の 2 ヶ所を見学させていただきまして、大変感動したといえますか、実際なされている作業、仕事の内容に感動することはさることながら、それに携わっている方々、迎える方々、そしてご説明して下さる方々の態度に触れまして、大変感銘を受けました。とても真摯に仕事に対する態度というか、毎日のお仕事、2 千名の方々がおそらく危険と背中合わせで毎日お仕事をなさっているんだろうと思いますと、本当に私どものエネルギーの源を青森でやったださっているということに大変感動いたしました。

トップの方々も、実際作業をなさっている方々も、事故を起こそうと思って作業はしてい

ないと思うのですが、本当にそれに期待をして、信頼をして、お任せしたいと思っております。上手の手から水が漏るといこともございますが、本当にお願いいたしますのは、作業をしている方々の安全も、それからトップの方々はどうぞ現地で実際に時々ご覧になって、安全を確かめていただきたいと思います。

たまたま、昨日帰りましたらば、FAXが入っておりまして、国際観光連盟というところから、この御時世ですのでテロの危険性があるので十分色々なことで注意をしてくださいというFAXがございました。色々なことで気を付けていたとしても、不可効力という事故も多分に免れない、大変なことも有り得ることでございます。十分事故を起こさないということの検討はさることながら、先ほど築田委員がおっしゃいましたように、事故が起こってからの対処というものをどのような対応を考えていらっしゃるかということ、本当に大事だと思います。佐々木委員もおっしゃいましたように救急体制とか、あるいは起こってしまった大地震とかテロとか、そういうことに関して、どのように早急に事故を最小限に食い止めていけるかということ、そっちの方もよろしく考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

【林座長】

どうぞ、菅原委員。

【菅原委員】

懇話会ではなかなか細かいところの論議までは難しいと思うのですが、基本的なことではあります。最近よく使われるようになった安全・安心というのがあるのですが、私なりに随分、色々安全問題とか考えていたものですから、なぜ安心というものがくっ付くようになったかということ、考えてみますと、世の中の動きがまるで逆になった。今まではどちらかというと、非常に新しい情報とか、詳しい情報とか、専門的情報というのは、行政サイド、法律を作ったりする側から出てきた。色々な原子力の特別基本法とか、災害基本法というの、大体は安全という観点でできる。つまり、安全基準というのは、法が作っていくものだと思います。

ところが、最近はどうも安全ではあるけれども、安心できない。こういう状況が出てきて、安心という言葉が急にクローズアップされてきたように思うわけです。ということは、結局のところは、法を作るにしても、今までの保育行政的な視点とか、オイコラ行政の視点から変わって、住民の立場で考えてみた場合には、この決めたことはどういうことなのか、というふうに、そっちからの発想でものができていくというように180度変わったのではないかと。そこで初めて安心という問題が起こってきて、住民の自分もその一人でございますが、本当に俺は安心なんだろうか、安全なんだろうかと思うこと、実は安心だろうと。その視点が欠けると、堂々巡りでよく分からない論議では安全・安心と言って済ましてしまうというこの曖昧さがあると思うのです。

ですから、ぜひものを決めていくという重要な立場にある、安全を作っていくという立場の方が、ぜひその安心というのを起点で、安全が決まっていくんだという、こういう見方から色々なものを整理していただくということが非常に重要で、これが住民との相互のコミュニケーションを高める。ここのところを曖昧にしますと、いつまで経っても堂々巡りになる

と思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【笹田委員】

二点質問と二点要望申し上げたいと思います。

質問の一点目は、この安全協定ですが、安全協定の当事者と言いますか、東通村だけなのかと。隣接、若しくは隣々接の自治体まで加える考えはないのかということが、まず第一点です。

二点目は、同じく東通村の原子力発電所に係る安全協定と並んで、すでに結んでおりますサイクル施設等に関する安全協定がありますが、この安全協定を、前回確か改定されるというふうなことを部長が言われたと思いますが、その改定する時期はいつ頃なのか。できるだけ速やかに改定された方がいいと思いますので、その時期等について考えていることがあればお知らせしてほしい。

要望の一点目です。この安全協定を生かすため、県の検証チームの体制、あるいは原子力安全対策課の体制強化をお願いしたいと思います。

要望の二点目です。安全協定についての懇話会での議論の前に、本当は原子力防災というものについてどう考えるのかという基本的な議論が必要なのではないかと思いますので、この懇話会で原子力防災についてどうするのかという議論をする時を与えてほしい。この二点です。

【林座長】

どうぞ。

【前田環境生活部長】

お答えをいたします。安全協定の当事者の件ですが、隣接の件はそのように考えております。ただ、隣々接の件は、今のところ想定をしておりません。

それから、サイクル施設の安全協定も東通のような形で改定すべきと私どもも考えておりますが、その時期につきましては、実はウラン試験が行われる前に安全協定を新たに締結する予定がございますので、その時にそのことを考えてみたいと思っておりますので、スケジュールはまだ決まっていない状況であります。以上です。

【林座長】

要望について二点あったのですが、一応、答えられる範囲で一つお願いします。

県の方の担当部門の体制強化ということと、原子力防災についてももう少しこの懇話会で話題にすべきだという二点の要望ですが。

【前田環境生活部長】

要望に関しましては、私ども真摯に受け止めまして、この後、検討して参りたいと思っ

おります。よろしくお願いたします。

【林座長】

そういうことで県の方に検討していただくということにさせていただきます。どうぞ。

【築田委員】

今、東通原発の安全協定で、東通村は初めての原発ですが、原発そのものは 50 何基全国にありまして、それぞれの土地で安全協定は結ばれているわけです。だから共通だと思っておりますが、やはり私の質問の回答にもあるのですが、協定というものはやはり契約的なものであるから、条文形式が適当であると考えます、こういうふうな返事です。しかしながら、安全協定の内容を一般の人向けに分かりやすく解説していくことの必要性は認識しています。こういうふうな返事なのです。ということは、今まで 50 何件の原発、あるいは色々な施設での安全協定を結んでいても、いわゆる一般の人向けに分かりやすく解説したという実績はないのではないかと。あるのであれば、それを見せてもらいたい。あるのであれば、東通村でも、もうすでにそういったものが、咀嚼したものが、住民が分かりやすく理解できるようなパンフレットなり、チラシなり、そういったものが提供されていてしかるべきだと思います。

だから私は事業者側がいくら安全・安心に対して十分配慮して取り組んでいくとか、情報公開を徹底していきますとかおっしゃっても、それは意気込みとして分かるけども、現実的には全然そういったものがスケジュールには載っていないのではないかと疑っているのです。今すぐ答えてもらわなくて結構です。答えがあるのでしたら、住民に向けて、どこの土地でも結構ですけども、住民に向けて分かりやすく説明して、しかもその住民から非常に好評であったという実績があるのでしたら、それを見せていただければ、何も疑問を持たずに、これ以上疑うこともなく安心できるわけです。何かその辺が心意気だけが空回りしているのではないか、そういう気持ちがします。

この懇話会、ずっとそうなのですが、求められているのはあくまで一般の人に分かってもらう。法的な契約上の条文的に問題があるか無いか、抜けがあるか無いかということは、それはそれで重要ですから、当然やってもらうのですが、そうではなく、知事がわざわざこういう懇話会を設けたということは、私達の裏に一緒にいる 110 万人の大人と 147 万人の県民、皆に安心してもらうためのアプローチが必要だと思う。私自身は、今現在、そういったアプローチはないのではないかと解釈していますので、いずれご回答をいただきたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【前田環境生活部長】

今、お答えできる範囲内でお答えします。このペーパーでお答えをしましたように、条文は契約というふうなことで、この後、県民向けでできるだけ分かりやすいような形を出したいとは思っております。ただ、今、「青森県の原子力行政」というものに、少し今までも掲載しているところですが、これらの記事等も見直しをいたしまして、より分かりやすいような

形で提供したいと思います。

先ほど、久保寺委員それから菅原委員等から地域住民の視点で情報公開を、というふうなご意見、たくさん頂戴いたしましたので、その視点に立った形で、できるだけ分かりやすいような形で、私ども努力して参りたいと思っております。

【林座長】

はい、ありがとうございました。だいぶご意見が出たのですが、どうぞ。

【田中（知）委員】

一つだけお願いしたいのです。現在 52 基の原子力発電所があって、東通は多分 54 番目になるのではないかと思うのですが、52 基の発電所の中で、皆さんご存知のとおり、色々な問題、応力腐食割れとかひび割れとか、色々なことが新聞に載ったりしていますが、他の発電所でのトラブル等を参考にして、それがこの東通の発電所でそういうことが起こらないように、どういうふうに考えているのかということ。

その時に、そういうふうなことが起こらないようにする十分な技術者が発電所の中におるんだということをうまく県民の方に説明していただきますと、その場は安心の理解のための一つの方法ではないかと思しますので、どうぞよろしくお願いします。

【林座長】

どうぞ。

【菅原委員】

これは別にすぐにどうということではないのですが、ぜひ行政とか、色々な基準を作られる側で、内部で安心基準とか安心協定、こういう名前で仕事を始めてください。「安心協定を作るよ」というようなことを言ってしまうと、安心というのはものすごい複雑な概念ですから、なかなかできないのですが、気持ちとしてはそこが一番大事だと思いますので、その安心協定を作ろうとか、安心基準を作ろうという、そういう作業を中でやるということが、これはまさに横のコミュニケーションを作るきっかけになると思いますので、ちょっと要望でございました。

【林座長】

はい、ありがとうございました。

だいぶ、ご意見をたくさんいただきました。まだあるかと思いますが、また次回にさせていただきます、ここで 10 分くらい休憩をいたしまして、第 3 の議題に入りたいと思います。35 分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

（休憩）

【林座長】

お二方の委員が退席されましたので、あの方、お揃いでございますので、再開させてい

ただきたいと思います。

第3の議題に入る前に、松川核燃料サイクル産業課青森原子力政策企画官から、ご発言があるようでございますので、どうぞお願いします。

【資源エネルギー庁 松川青森原子力政策企画官】

失礼いたします。前半の私のご説明で、言葉が足りず、少し誤解を招くような発言をしてしまったところについて訂正申し上げたいと思います。

山本委員からご意見がありました高レベル廃棄物処分の処分候補予定地の選定ですが、現在は公募という形をとっておりますが、この公募で手が挙がらない場合はどうするのか、ということにつきましては、現在まだ公募中ではございますが、そのような状況になった場合につきましては、やはり国、それから実施主体であります原子力環境整備機構、こちらの方で次の手段という形で検討して、対応して参りたいとなっております。以上でございます。失礼いたします。

【林座長】

はい、ありがとうございました。

(3) 日本原燃(株)再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について

【林座長】

それでは議題3の日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について、意見交換をいたしたいと思います。

意見交換の前に、現在の状況につきましては、日本原燃株式会社から説明があります。よろしくお願いします。

【日本原燃(株)松本副社長】

日本原燃松本でございます。状況をご説明する前に一言だけ簡単にごあいさつさせていただきたいと思います。

本日は、三村知事さんをはじめ、県ご当局の皆様、ならびに原子力懇話会の皆様におかれましては、日頃より当社に対してまして特段のご指導を賜わり、誠にありがとうございます。

また、青森県原子力政策懇話会の皆様におかれましては、昨日、大変ご多用の中、当社施設の現地調査の機会を賜わりますとともに、本日このような機会を賜わりまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、使用済燃料受入れ貯蔵施設でのプール水漏えいにつきましては、知事さんをはじめ、県ご当局の皆様、委員の皆様、そして県民の皆様にご多大なるご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

また、先ほど笹田委員さんからお話がございました火災の件でございますが、補修作業中の使用済燃料受入れ貯蔵施設におきまして、10月30日、溶接ケーブルの接続不良から、溶接作業用の養生シートが60cm四方の範囲で燃える火災を発生させまして、またその際に関係機関への連絡が遅れ、皆様にご多大なるご心配をおかけしましたことも併せましてお詫び申し上げ

げたいと思います。

今後の補修作業にあたりましては、作業要領書の改善など、必要な対策を講じまして、作業安全を徹底いたしますとともに、通報訓練等の充実化を図り、迅速な通報、連絡に努めて参る所存でございますので、何卒ご理解を賜りたいと思います。

本日は、使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水漏えいに係る補修状況、埋込金物の点検状況、品質保証体制の点検状況につきまして、前回ご説明させていただいたその後の状況が主体になるわけですが、そういった状況につきまして、後ほど、私に引き続きまして、常務取締役の中田からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後、当社といたしましては、国の認可をいただきました補修方法に基づきまして、確実に補修を行い、施設の健全性を確認して参りますとともに、再発防止に向けまして、品質保証体制を点検、改善することに全力を傾注して参っているところでございます。

また、これら状況の節目節目につきましては、知事さんはじめ、県ご当局の皆様、並びに委員の皆様、更に県民の皆様幅広くご説明なり、あるいは情報提供、この情報提供のあり方については、色々委員の皆様からもご指摘がございましたが、十分その辺も工夫いたしまして、適切な情報提供を行うなど、ご理解を賜るべく最大限努力して、次の段階へ進められるよう、努めて参りたいと考えておりますので、引き続き特段のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【日本原燃（株）中田常務取締役】

引き続きまして、取り組みの現状をご説明させていただきます。日本原燃の中田でございます。

資料2をご参照ください。1ページでございます。

施工上問題のある溶接箇所補修状況についてでございます。施工上問題のある溶接箇所については、9月17日に使用済燃料受入れ貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の方法について国の認可を得て、9月19日より補修作業を開始しました。現在、使用済燃料受入れ貯蔵施設については、9割程度のライニングプレートの切り出しを終えており、そのうち加圧水型原子炉（PWR）の燃料貯蔵プール及びバーナブルポイズン取扱いピットの補修作業を11月4日に終了しました。非常に専門用語みたいな、分かり難い言葉がたくさん出てきて恐縮でございますが、下の方に用語の解説をさせていただいております。その辺でまたご理解を賜われればと思っております。

次に、沸騰水型原子炉（BWR）の燃料貯蔵プールでは、補修用の仮設ダクト、3基中1基目の据え付けを11月12日に終了し、同日より補修ダクトを使用した補修作業を開始しました。昨日、一部の委員の方々にもご覧いただいたところでございます。現在、補修作業については、ほぼ予定通り進んでいるところでございます。補修ダクトというのは、こういう形で、直径約1.4m、下の補修箇所のところは、作業室として高さ2.5mくらいの部屋になっておりますが、このように気中で仕事をするような形になっております。再処理本体につきましては、低レベル廃液処理建屋にある補修対象15基の貯槽の補修作業を11月12日に終了しております。

次のページをお願いします。埋込金物の点検状況でございます。使用済燃料受入れ貯蔵施設

における埋込金物の位置ずれに伴う移設にスタッドジベルが切断された事象が発見されたことを踏まえ、埋込金物の健全性を確認する点検を行いました。スタッドジベルというのは、埋込金物をコンクリートに取り付けるため、コンクリートを埋込む部分でございまして、こういう形のものでございます。使用済燃料受入れ貯蔵施設では約5万枚、再処理施設本体では45万枚の埋込金物の点検を行いました。現場での点検作業については10月20日に終了し、点検結果の詳細評価を実施しており、順次国の終了確認を受けているところでございます。今後、点検結果につきましては、国の終了確認が完了した後、国、県、村に報告し、公表していきたいと考えております。

3ページお願いします。品質保証体制の点検状況でございます。点検の目的としましては、再処理施設の建設にあたっては、平成7年に品質保証活動のルールを策定し、その後、平成10年のキャスクデータ改ざん問題、平成12年の当社前処理建屋廃液貯槽の内部品取り付け漏れなど、社内外の問題発生の都度、改良を行いながら品質保証活動を進めてきました。しかしながら、平成13年7月には使用済燃料受入れ貯蔵施設の燃料貯蔵プールからのプール水の漏えいを確認し、その原因は問題のある施工が原因でございました。これらの問題は、設計・建設時の品質保証が不十分であったものであり、「他に品質保証不十分で製作された設備はないかを点検し、改善を図るとともに、品質保証体制の改善を図り、再処理施設の健全性を確認する必要がある」と考え、本年5月に社内の点検体制を整え、準備を開始しました。一方、本年6月には原子力安全・保安院から、品質保証体制の点検等を求める指示文書が出されました。このため、9月9日に国、県、村に点検計画書を提出し、9月22日から同計画書に基づき、書類点検を開始しました。なお、点検の手順としましては、書類点検、現品点検、評価・改善の三つに分けて行うこととしております。

点検の状況、施設上問題のある溶接に至った背景と要因でございます。これまでに当社社員及び元請会社に対する聞き取り調査、施工要領、記録等の調査を行い、背景と要因について分析を行いました。その概要は以下のとおりでございます。

5ページをお願いします。これはいわゆる貫通の漏えいのあった箇所について、色々調査をしたところの中でどこが問題だったかということの背景と要因を分析した概略図でございます。

再処理施設のプールは、これまで多数の建設経験のある原子力発電所のプールとは異なる複雑かつ特異な構造を持つ施設でございます。これは概略で、6ページをご覧くださいと、左端にあるように、原子力発電プールは非常に分かりやすい構造でございますが、再処理の場合には、色々なところに天井部分が上にあったり、勾配が付いていたり、深さが違ったり、色々な構造でございます。そういう意味で、原子力発電所のプールからみると、かなり複雑な構造のところは何ヶ所かあるということでございます。

しかしながら、そのことに対応した設計への配慮及び施工に対する適切な管理が必要であったにも関わらず、当時、当社及び元請会社ともにその認識が薄かったため、必要な確認が十分行われませんでした。

具体的には、次のページでございます。当社は契約仕様書で定めた元請会社からの提出書類の確認、承認、履行状況の確認を十分に行っていなかった。元請会社は、契約仕様書どおりの製作施工を行うこと及び一部業務を再委託した施工会社の管理を十分に行わず、更に不適合が発生した場合の報告・措置等、契約上定められた責務を的確に果たしていなかった。

問題のある施工を未然に防止するための施工会社と事前の検討を十分に行っていなかったとともに、施工時の現場管理や関係者間のコミュニケーションが不足していた等、元請会社の管理体制が十分でなかった。また、当社と元請会社との管理上のコミュニケーションが不足していた。

このような背景及び要因が結果として、施工上問題のある溶接を許すことに繋がったことを真摯に受け止め、今後の品質保証活動に的確に生かしていかなければならないと考えております。

今後、このような背景及び要因、書類点検及び現品点検の結果及び国の「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」の審議状況等を踏まえながら、品質保証体制を評価・改善していく予定でございます。以上でございます。どうもありがとうございました。

【林座長】

次に日本原燃株式会社再処理施設品質保証体制点検計画書に対する評価意見について、経済産業省原子力安全・保安院から説明をお願い申し上げます。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

原子力安全・保安院で核燃料サイクル規制課長を務めております坪井でございます。

まず、このサイクル施設に対しましては、多大なご理解をいただいているにもかかわらず、この様な問題に対しまして多大なご心配をおかけしていることを誠に申し訳なくお詫びを申し上げます。

これら一連の問題につきましては、日本原燃の品質保証体制に問題があったと考えまして、本年の6月にこの品質保証体制の点検を原子力安全・保安院から求めたところでございます。また、この品質保証体制の点検の進め方に関しましては、有識者のご意見を聞く場を設けようということで、前回ご説明しました。今回の資料に資料番号をふっていないと恐縮ですが、11月17日付けの保安院の評価意見というペーパーの7ページでございます。本年の8月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会のもとに、「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」を設置させていただいたところでございます。こちらの検討会は、参考2、8ページでございますが、東京大学の近藤先生を主査といたしまして、17名の委員に入らせていただいております。青森県からも平川委員、そして柳沢委員の2名の委員にも入らせていただいております。

この検討会では、9月以降、これまでに4回開催しております。お手元の資料の最後のページ、9ページの参考3でございます。だいたい1ヶ月に2回のペースで非常に熱心に各委員からもご議論いただいたところでございます。また冒頭、三村知事からもご紹介がございましたが、第3回は10月26日に青森県の六ヶ所村で開催させていただきました。また、この前に現地施設の視察もしたという状況で、まず日本原燃から提出された品質保証体制の点検計画書の評価をやっております。またそれに必要となるこれらの不適切施工の原因究明についても非常に詳細な議論を進めてきたところでございます。なおこの会議には、青森県及び六ヶ所村の当局の方からもご参加いただいております。また、東京で開催する時は、この会は公開で開いているのですが、オブザーバーの方がだいたい50名前後でございましたが、六ヶ所村で開催した時には、100名近い方がご出席をいただきまして、非常に関心が

高いということを改めて認識したところでございます。

この4回の検討の結果を取りまとめまして、日本原燃の方に通知したというものが、この資料の2ページ以降でございます。ちょうど先週の金曜日でございますが、原子力安全・保安院の院長名で日本原燃に対して、この原燃の品質保証体制点検計画書に対する評価意見というものを通知いたしました。具体的には、後ほどご説明させていただきますが、この評価意見を踏まえて、点検計画書を修正して、再度提出をしていただきたいと思いますというものを求めたものでございます。

その内容でございますが、お手元の資料の3ページからでございます。いくつかの項目毎に分けてまとめておりますが、まず、「はじめに」というところで、中ほどにあります。今回の品質保証体制の点検にあたっては、既に分かっている問題点が必ず踏まえたものであるということを明確にしてほしいということを(1)では述べております。(2)では、この点検計画が準拠した基準や、指針が明確に明示されるべきであること、すなわち、最近では、民間で品質保証規定などが色々できておりますが、そういったものを踏まえてみても妥当であることを示してほしいという点です。「はじめに」の3点目は、4ページ一番上でございますが、今回の一連の問題は、原燃に対する社会的な信頼に関わる問題を提起していることに留意してほしいこと、その上で、原燃の役員及び職員が徹底的に点検して、不具合を探し出そうという、執念とも言うべき問題意識を持って、また予定した期間のうちにこれを終了させるということにこだわる結果として、現場の点検がおろそかにならないようにということをお願いしております。そのためには、特にトップマネジメントがリーダーシップを発揮してやっていただきたいと、その重要性を述べております。

2点目は、「点検目的について」でございます。設備の点検に加えまして、この点検では品質保証体制そのものの改善に結び付けるということを明確にしてほしいこと、また、地域社会などからの信頼回復を目指すということも明確にしてほしい、ということをお願いしております。点検計画の中の表現も明確かつ分かりやすいものであるべきだと述べております。

3点目の「点検範囲について」でございます。これにつきましては、基本的に原燃の点検範囲について、むしろ広過ぎるということもあるのではないかとのご意見も出ましたが、やはり品質保証体制の特別点検の観点から、これは適当であるいたしました。しかしながら、地域社会などからの信頼回復という面からみますと、この品質保証体制の全体、ハードウェアのみならず、社内教育も含めたそういったところの点検も対象とすべきだということを述べております。

4点目は「点検体制について」でございます。まずは、やはり点検を行う職員が心理的、また制度的にも独立して責任をもって点検が進められるような体制にする必要がある。例えば、社長自ら職員の意識啓発に努めるといった措置も講ずるべきだということも指摘しております。点検体制の2点目は、第三者機関の関与が必要であるということで、原燃の元々の計画の中にも品質保証の顧問会というものがありますが、更に現場での監査の役割を担う第三者機関の関与が必要であり、またその役割や作業内容の明確化、それが効果的に機能するということの説明、更にその監査結果のフォローアップということもしっかりこの計画に書き込まれるべきだということでもあります。また原燃の中の体制でも、実施する部門と検証する部門がございまして、検証する部門が日常の活動をしっかりと、点検活動をモニタリングしてその結果の反映ということが大事であるという指摘でございます。

5点目の「点検手順について」でございます。先ほどの原燃の説明にもございましたが、まずは書類点検を先にやるという手順になっておりますが、ただ確かに、闇雲に現品点検をやればよいということでは実際的ではないということですが、ただその書類点検の中の判断基準などが明確であるという前提のもとに書類点検から開始することは妥当だという判断をいたしました。しかしながら、書類点検にあたっては、その施工当時の責任者への資格の問題ですとか、工事関係者へのヒアリング、聞き取り調査、更に書類点検で問題無しとなったものについても、一部抜き取りで現品点検をすると。そういったことで記録の信頼性、信憑性を確認するような追加的な措置を講ずることを求めています。2点目ですが、これはこの書類点検で非常に細かく約4,000くらいのグループに分けて、そのグループの中では同じルールで行われているということの前提に立って点検が行なわれることになってはいますが、その点に関しては、第三者機関の監査を受ける必要があると。またその中で、こういったものを代表機器、設備機器を選ぶかということも第三者機関の監査を受けることが必要であるという指摘をしております。また、場合によっては代表機器の複数選択ということも検討すべきだという指摘をしております。

6点目の「判断・評価基準について」でございます。これにつきましては、プール水漏えい問題を始めとして、埋込金物、硝酸漏えいの問題、こういったものがこの点検で必ず抽出できるということが明らかにさせることは当然でございますが、それに加えて通水作動試験、化学試験時の不具合事例でも、この判断基準で抽出できるかどうか、更に潜在的な不具合の要因の洗い出しで、それもチェックできるか、そういったところを踏まえた判断・評価基準であるべきだという指摘でございます。

「今後の検討の進め方について」ということでございますが、こういった、今述べた点、更にこの検討会の中で出されました各委員からの見解にも留意して、この点検作業を進めてほしいということがございます。またこの点検作業の進捗状況や点検作業の中で判明した主要な事故は、適時、的確に原燃自らが情報公開していくことが重要であるということもございます。以上の指摘は、9月9日に保安院に提出された最初の計画に対するものでございまして、実はこの4回の検討会を積み重ねていく中で、途中で出た委員のこういったご意見の一部は、すでに原燃の方においても改正措置が講じられているものがあるということは、この検討会で聴取しているものもございます。しかしながら、今後の点検作業の進捗状況と、更に現品点検の進め方については、改めて原燃から報告を受けまして、その段階で追加の点検の必要性の有無などを含めて、改めて検討をしたいと、この検討会では考えているところでございます。また更に、この設備の健全性の点検計画のみならず、品質保証体制全体の改善策というものは、引き続きこの検討会で検討を深めていくことが必要であると、このような認識のもとにこの点検計画書に対する評価意見というものを原燃の方に保安院からお伝えをしたところです。今後この考え方に従って、引き続きこの品質保証体制点検の計画が、しっかり進められるように保安院としても対応していきたいと思っております。以上でございます。

【林座長】

ありがとうございました。それでは、皆さんから意見をお伺いしたいと思います。ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

【鎌田委員】

青森市の鎌田です。昨日、原燃の現場を見て参りました。その時も色々お話を聞いて、またこの書類を色々見て思うことは、今もお話にありましたが、私を感じることは、なぜ漏えいしたのか、溶接の不良がなぜ発生したのか、ということに関する視点が非常に大きいですね。それで、例えば現品点検を非常に軽くみているというような気がするのです。私はこの液体とか気体とかを扱う設備というのは、点検が重要だと思うのです。常に、これはメンテナンスを行うわけですが、どのようにして予め不良箇所を発見していくかということ。そして事前に手を打っていく。それが大事だと思うのです。その視点が非常に軽く見ているという気がするのです。ですから、それをどうするか。要するに、科学的に予知というんですよ。これから起こり得ることを予知していく、そして対応していく。それを含んだ品質管理体制というものが大事だと思うのです。これはどうですか。どういうふうに思いますか。お二方、日本原燃さんと今おっしゃった国の保安院さんですか、私の今言ったことに対してお答えをいただきたい。

【林座長】

日本原燃さん、よろしいですか。

【日本原燃（株）中田常務取締役】

日本原燃の中田でございます。今、冒頭におっしゃいましたなぜ漏えいしたかという原因について、中で現品点検を軽くみているのではないかということが、ご指摘のところだと思います。私どもも、現品については遅ればせながら点検をして、全部見て、プールにつきましては、昨日の工場ご視察の際にもご説明しましたが、ライニングプレートの溶接部の距離で13キロとか、色々な対象も現品点検をしているところでございます。

そういう意味で、予知的な情報をどうして得るかということについて、今度の現品の点検で、貴重な経験を得ているところでございます。今後、溶接につきましては、色々な意味で予知ということも取り組むような体制でいきたいと考えております。

【林座長】

保安院さん。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

ただいま、委員ご指摘のありました点は、この検討会4回の中でも第1回の中から非常に議論がありましたところございまして、書類点検を優先させることの妥当性について、かなり議論がございました。その上で、最終的にはここに書きましたように、書類点検で、まず書類上問題があるものはすぐ抽出しなければならない。書類上問題がないというものについても、やはりこれは現品点検を欠かしてはいけないという指摘をしたわけでございます。

ということで、各委員の中でそういった議論、かなり議論した上でこのような意見がまとまったというのが実態でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【鎌田委員】

現品点検は重要だと思いませんか。例えば、事故とかそういうものを起こり得ることを予知するのは一番重要なことなのです。これは、品質管理において一番重要なことなんです。例えば車でも、航空機産業でも、これから起こり得る。ですから点検をきちんとやる。メンテナンスをきちんとやっていく。事故が起こり得る場合には、それを阻止する。それが、品質管理で一番重要なことなんです。ですから、大学のえらい先生ばかりいっぱいいらしても、そういうことが分からないというのは、僕は考えられないですね。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

すいません。補足いたします。まず、原子力の安全性に関わる点検と、品質保証点検の関係がございます。原子炉等規制法に基づきます点検、これは検査と申しておりますが、国の使用前検査は、これはまずしっかりやるという前提で考えていただきたい。もう現品の検査をしております。今回の品質保証点検の方は、一つは使用済燃料プール、過去に作ったものの部分の再チェックにあたる部分と、現在建設中の再処理施設本体の既にできている部分で、これから国の検査を受ける部分もあります。その前に事業者として予定通り、設計通りに作っているかどうか、そこまでの点検をやるというものでございまして、再処理施設本体の国の使用前検査はこれからも引き続きしっかりやっていきたいと思っております。これはまさに現品、ハードウェアの直接的な点検に相当いたします。

【林座長】

今のに関連して、原燃さんから。

【日本原燃（株）松本副社長】

日本原燃の立場で申し上げますと、先ほどこういった時代に至った要因と背景についてご説明申し上げましたが、事業者の立場として、おっしゃるとおりその予知の大事さということ、鎌田委員さんからご指摘がございましたが、非常に私どももそれは同感でございます。そういう意味で、これを振り返りますと、日本原燃のプールに対する取り組みというのは、非常に甘かったというか、安易に考えて対応してしまったと。このことは、今回のこの事象での一番の痛烈な反省点でございます。

しかも、十分実績を持ち、なお経験の積んだ元請会社、それから実績のある施工会社を選んだということで、安心しきってしまったというところがあったのだと思いますが、当然そういった先行きの進展のそういったリスクに対する考え方をきちんと持って、検査対応について抜き打ち、これは抜き取り検査などでやったわけで、その結果としてこういった事態に至ったわけです。そういった危機的な問題意識を持って取り組んでいれば、こういったものを見逃さないような検査なり、管理、ルールに従った対応をしていたと思っております。その点では、私どももこれは反論する言葉がなく、今回の件を今後どう生かしていくか、そういう点でしっかり今後対応していくしかないと考えております。

【林座長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【築田委員】

漏えいがテーマですから、これからどうするか、対策をどうするか、品質保証をどうするかというものの当然テーマになると思いますが、まだ全然分かっていないのが、漏えいがなぜ起きたのか、現場の方がいい加減だったというのは見れば分かりますけども。知りたいのは何の事件でもそうですが、誰がなぜというのが社会の常識だと思うのです。色々な他の委員会でも一生懸命検討しているという話が今もありましたが、未だにどこの誰がなぜというのは、全然見えてこない。もちろん当事者はその辺は掴んでいるんでしょうけれども、その辺が全然オープンにされないのは、敢えてその辺は無視し続けるつもりなのか、それとも誰がという、作業員のレベルではその辺はまだ把握していないのか。その辺がまず私は全然納得できない。

笹田委員が質問した中の回答に対して、施工会社における当時の現地工事の統括者が残した資料に、埋込金物の位置ずれの情報があり、これに基づき調査を行いました。こんな一節があるんですよ。これだけ読むと、いわゆる書類上は位置ずれの情報があったと、これは笹田委員の⑤番の質問に対する答えです。そういうところにあるんですよ。だから、なぜ現場工事の統括者が残した資料を見た時点で、その統括者はしかるべき報告をしなかったのかとか。あるいは統括者がそういった資料を記しているわけですから、なぜ平気でそういったものを記したのかとか。統括者の下には現場作業員がいるわけですから、その辺を許しているわけですよ。この辺が全然見えてこない。まずそれを納得してからでないと、これから先、頑張りますとか、一生懸命やりますとか、信じてくださいと言っても、それは普通信じられないんじゃないですか。

【林座長】

どうですか、はい、どうぞ。

【日本原燃（株）松本副社長】

埋込金物の位置ずれの話から先に入ります。これは、こういった漏水問題が発生した後で、元請会社、当時の関係者、それから施工会社の当時の現場責任者に聞き取り調査を実施した中で、こういった情報をキャッチしたわけでございます。当時は、これは一切表に出てきていなかったと。そういうことが一つあるということをご理解を賜りたいと思います。

先ほども申し上げましたが、こういった施工会社、元請会社、当社との間の管理ルールのあり方について、やはりきちんとしたお互いにコミュニケーションをよくした中での問題意識を、特殊な工事も入ってきたり、あるいは難しい一部工事もあるという中で、そういった問題意識を持って管理ルールを定めて、品質管理に関わる書類の確認とか、そういったことに手落ちがあったという中で、しかも施工会社の方は現場責任者が品質管理の方もカバーしてしまうような、絶対的な権限を持ってやっていたと。しかも、そういった工事について、問題ある工事についても元請会社に報告しないままに進めていたと。しかも、いわゆる検査、抜き取り検査についても施工会社の自主的な判断と言うんでしょうか、施工会社任せの一人

検査の実態で、結果としてこういった不適切と言うんですか、施工上問題のある溶接箇所というものを掴みきれなかった実態があったわけでございます。

しかも、先ほどの埋込金物の位置ずれの問題もそうですが、こういった事態が発生した後で、金と時間をかけまして、元請会社の事情聴取、それから施工会社の現場責任者、あるいは関係者の当時の事情聴取をして、だいぶ、7年ほど前のことを聴取する中で分かってきたことでございますので、そういう点では、そういった諸々の情報も生かして、当時掴んでいれば問題なく対応できたかもしれないませんが、こういった事態になって初めてその辺の状況を把握したというのが実態でございます。

その点では、我々は非常に大きな反省として今後に引継いで、そういったことを起こさないようにどう対処していくか。この辺が一番我々としての大きな任務、役割だと考えております。

【林座長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【菅原委員】

今のお話で思うことがあるのですが。こういう色々なミスとか何かは、ご承知のとおりでございますが、土木の橋梁工事などでもよくズレたりして問題を起こしていますよね。地震がきて落ちたらどうするんだろうな？と後で色々社会問題になっておりましたが。やはり重要なことは、この図面を見て、どういうミスが起こりそうか、この図面自体の設計上の正当性はどうか、ということを読み取れる人が必要だということなのです。だから、原子力装置は大変複雑なものですから、ついついやはり項目に見落としがないかということで、どちらかという、アリの目で一生懸命見ている。ところがこれを鳥の目で見る人はいないというところに色々な問題が出てくるのではないかと。

例えば、橋梁のこととの関連で見ますと、つまり、中に鉄筋がうんと混み合っている。そうすると、このジベルと称されるものでパチンと後ろに入れるわけですが、鉄筋にぶつかるところが出てくるであろう。そうすると、工事をしている人はかなり高いミッション性を持って、ミッション性とはどういうことかということ、発電して電気を送ればよいんだということであれば、水力であろうが、火力であろうが、風力であろうが、原子力であろうが同じだと。そういうふうに思っていますと、ついつい、「じゃまあ、この辺の一本は省略して、ちょっとズラしてやれとか、切っちまえ」とか、こういうことになってしまうわけですよ。だからそれでは原子力の場合にはいかなないんだという部分があるということならば、この金物と中に入っている配筋の間隔でふさわしい工事ができるのだろうか、ということをもまず考えて図面の施工のし易さというんでしょうか、それで同じような、施工がし易い、性能が出る壁体を作っていくという、こういうことが必要であります。

それから、この金物はそういうことが起こるとすれば、ズレますよね。どの位ズレると後で取り付けボルト等が付けられなくなるのか。仕事をされる方が、色々な立場の人達、実際溶接工事をする人とか、管理をする人が、これを知らないといけないわけですよ。だから、この図面からどの位読めるかということが、今、非常に社会的にも問題になっております。つまり、簡単な言葉で言うと、マニュアル人間にはならないということ。このマニュアルは

どういう問題があるのかということを見るという、そのことが大変重要だと感じるわけであり、設計を見る人、施工する人、管理をする人、第三者検査をする人が、この辺相互でこういうものを一緒に眺めてみて、どこに問題があるかということをやって進めていくことが大変重要であります。

現実的には、どの法律にのっかって、どういう検査をする。これは後で法的な争いをした場合には非常に重要になりますが、その背景にある相互の関連というんですか、これが重要で、そのことを私は個人的には管理をする「マネージ」という言葉で全体が見れるということで、なかなか管理ということばよりも緩やかで、全体が見れるというのでいうのですが、私は個人的にマネージの「マ」は“間”という言葉を使っております。間ネージですね。だから相互の間をどう理解するかという能力を養っていくという、これがこれから非常に大切になっていくのではないかと感じる次第です。

【林座長】

はい、どうぞ。

【笹田委員】

いくつかたくさん質問をして、それに回答をいただいたわけですが、夏くらいだったと思いますが、県が主催する勉強会で、久保寺先生が講師でありましたが、それに私が参加した時に、講演会が終わった後、六ヶ所村の漁協の関係者の方が発言を求められて、原燃さんのプール水の漏えい問題について、激しく怒っておられたわけです。やはり、地元、県民も含めて今回の一連のプール水の漏えい問題については、かなり怒っているのではないかと思います。そういう意味からいきますと、原燃さんの方では、やはり県民に対するきちんとした説明責任があるのではないかと思いますから、少なくとも、私どもにも何回か説明をいただいておりますが、県民に対して原燃さんの方で、旧3市あたりで、十分きちんと説明をして、それで県民の意見も聞くというふうな対応が、事業者として必要なのではないかとというのがまず第一点、思っております。

私は第3回の国の検討会を傍聴いたしました。詳細にわたってこの問題の原因を含めて、それからまた品質保証体制についてどうされるのかということについて、縷々詳細に原燃さんの方から説明があって、それに対して検討会の委員の方々が、各種方面から質問をされていきました。非常に「なるほどな」と思うこともたくさんあったわけです。この懇話会で、今回は2回目ですが、説明をされている中身については、若干具体性を欠くくらいがあるのではないかと。全ての資料を、検討会で出している全ての資料をこの懇話会の場合でも出された方がよいのではないかと思います。

それにつけても、実は質問書を10月に出して、回答書がこの10日頃に受取ったわけです。その回答書と、本日、副社長なり常務から説明をされた中身はほとんど同じであります。その間のあいだに、今日ありましたように国の方で検討会の検討評価結果が出されていますから、その評価結果を受けて原燃さんの方ではどのような改善策を講じるのかと。日にちが経っていないので、まだだということだと思います。そのことについて、もし国の評価意見に基づいて、原燃さんとして、これまで私どもの方に回答されている部分にプラスして何か改善をするというふうなことがあるとすれば、出していただきたいと思っております。以上です。

【林座長】

いかがですか。はい、どうぞ。

【日本原燃（株）松本副社長】

国の今回の評価意見をいただいたわけですが、それについての回答については、まだいただいたばかりで検討中でございますので、いずれ検討してまとまって、国の方に提出した段階でご説明できるだろうと思っておりますので、もう少々その辺はお時間をいただきたいと思っております。

その他、県民の皆さんに対するご説明、それからもっと分かりやすいと言うんでしょうか、的確な情報提供、そういったことが必要ではないかと。おっしゃるとおりでございます。私どももその辺は痛感しております、今までも色々な形で私どもの情報誌を通しまして、県民の皆様向けに情報提供をしたり、あるいは各自治体に対して直接出向いて行ってご説明申し上げたり、諸団体に対してもご説明するなど、対応しているわけではありますが、中身がなかなか難しいところもございまして、いかにその辺を優しく、分かりやすく情報提供して、ご説明して、ご理解をいただくか、その辺は大きな課題として受け止めております。十分、今のお話については私どもは重く受け止めて、今後の対応に反映するよう努めて参りたいと思っております。

それから、2点目の品質保証をどうするのか、各所から色々なご質問があったという件でございますが、この懇話会に対する資料の中身についても具体性に欠けるのではないかと、いうご指摘、十分その辺は私どもなりに、こなれた内容になっていないのではないかと私個人的にも感じる場所もございまして、その辺はどこまでできるか、私どもの能力で、難しいところがあるのですが、社内に持ちかえって、色々その筋の専門家の方々のサジェスションなんかも賜わりながら、極力、分かりやすい資料づくり、中身のあるものに仕上げたいと思っております。一つその点、ご理解賜わりたいと思っております。

【林座長】

ぜひ、分かりやすい資料を提出していただきたいと思っております。私からもお願い申し上げたいと思っております。はい、どうぞ。

【北村委員】

分かりやすい資料を提供するべきだというのはもちろんそのとおりだと私も思いますし、先ほどそちらからご発言があったこの資料は、読むなというのに等しいというのも誠にそのとおりで、決して若くはない委員もたくさんいる中で、だいぶ目が疲れております。

その上で申し上げるのですが、事業者の方々はどうしても中で一生懸命議論して、統一見解を出して、これをきちんと自分たちに必要十分であるというふうな情報提供をなさっているのかなと思うわけです。でも、分かりやすい情報を提供してくれということは、コミュニケーションですから、コミュニケーションはやはり相手によって言葉も変わるみたいな面もあるので、同じ文章で、「我々の公式見解はこうですと、ゆっくり言いますよ」と言って同じことをゆっくり言ってもしょうがないわけで、その辺の語工夫はぜひともやっていただきたいと思っております。

私は現場で苦勞していらっしゃる方々の姿を私も見ているつもりですし、今現在、私の大学の教え子たちが 30 数名六ヶ所村にいます。そういう形で勉強させていただいてありますが、そういうことをやりながら感じるのは、やはり原子力の分野に共通する統一見解型、公式見解型の発表というのは、法の場合とか、もしかしたら裁判とか、そういう場ではそれしかないのかも知れないのですが、理解をいただくということになったら逆効果に近いものがあるので、相手は極めて多様です。コミュニケーションは最終的には一対一が本当の基本なのです。それは難しいというのは分かりますが、これだけ委員がいらっしゃって、色々な角度からご質問されている。このご質問に割りと正面から答えていただけるような説明ができれば、結果的に県民の中の相当の割合、8割か9割、そういう方にご納得いただけるのではないかと思うのです。

ぜひ、私自身は地元ではございませんが、地元の方の気持ち、自分たちにわかるように、学生共々、色々現地訪問したりしているのですが、そういう立場からしますと本当に公式、統一見解型ではない説明、それが一つあってもよいのですが、公式見解があってもよいのですが、それは言い直すところということです、というふうな非常に分かりやすい説明をしていただければと思います。

私自身、この質問書にも書いてあるのですが、やはりこのままの説明ではどうしてもはっきりと「なるほど」と思えるところまではいかなくて、例えば、巷で色々言われることですが、例えば工期が非常に厳しかったのではないかと。色々なことが聞えていますね。コストに関する縛りがきつかったのではないかと。それで現場はかなり厳しい工事を余儀なくされたのではないかと。噂の類をあまり言うのは賢明ではないのですが、なぜこれを言うかという、原電工事のトラブルの時には、かなりそれに類するような明確な説明がされていたと思います。使用済核燃料の輸送の問題でデータが改ざんされた場合、あれは本当にはっきりと、どうして、どうなって、どういうやり取りがあって、そうなったという説明はされていたと思います。ですから、時間的な問題などで難しい点があれば、それはそれでやむを得ないのですが、できる範囲で本当に分かりやすさ、納得し易さをぜひお願いしたいと思います。以上です。

【林座長】

どうぞ。

【月永委員】

今までの意見の中で出てきているのは、やはり情報の共有というのが、かなり皆さん共通して出てきていると。実は第1回の懇話会に対しての質問の中に、私が強調したのはやはり情報を共有する情報公開だということは、意見として述べたのですが、今回の書類については、どちらかというと事業者に対する意見、質問ということで、このペーパーの方に載っていないのですが。結局は、情報共有、公開するということは、まず、いかに上手に情報を出していくか。いかにというのは、今、先生がおっしゃられたように、分かりやすいというような条件も入ってくるでしょうし、それからコミュニケーションという言葉が出てきましたが、情報を公開するというだけでは、これは片手落ちになりまして、やはりその情報に対して一般県民、あるいは国民がその情報に対して意見を述べるようなシステムを

構築していくと。その意見もオープンにしていく、というようなことが非常に大切になるのではないかと思います。それがいわゆる開かれた県政というようなことに繋がるかと思いません。

実は県のホームページを3、4日前に開きましたら、早速第1回目の懇話会の議事録が載っておりまして、それにプラス、今言った意見も、誰でも意見が述べれるというようなシステムがちゃんと構築されています。これはやはり県の検証チームの努力とか、頑張っているんだなというのは、十分評価できるものと考えます。ただ、前回の議事録がそのまま掲載されておりまして、我々でもこれを読むのが結構大変なわけです。ですから、多分、県の方としては立ち上げたばかりですから、これからもう少し一般県民に分かりやすいような、要約したスタイルで議事録を載せていただいて、もっと詳しいことを知りたければ、そのブランチ、枝分かれとして本文の一字一句言ったようなことまで載っているところまでアクセスできるというシステムを構築していただきたい。

それから、県の原子力に関するホームページの中では、あちこちに色々な情報があるのだと思います。それはやはり一つに原子力のコーナーという形でまとめていただいて、その県のところにアクセスすると、あるいは事業者側にもリンクできると。事業者の方のリンクでは、今までずっと出てきた説明というものをやはりそのホームページでやるというのが、今一番手っ取り早く、お金もかからない方法だと思いますので、その辺は県だけにお金を出させるのではなく、事業者の方と一緒にしてお金を出して、当然そのためのスタッフというのにも必要になってくるでしょうから、その辺はぜひ考えていただきたい。

情報の共有、コミュニケーションというのが、やはり県民、あるいは国民の安心を引き出すまず第一歩である。下手に情報を隠したり、操作したりすると不安になると。情報公開というのがやはり基本だと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【田中（知）委員】

一点質問です。水の漏えいとは直接あるいは間接に関係するかと思いますが、サイクル事業の中で再処理は大変重要な位置付けかと思えます。そうすると、おそらく県民の方は、こんな水漏れをどんどん起こすような状況だったら、再処理工場を安全、安定に運転しているのかどうか、というふうなことについて心配する人が多いのではないかと思います。ということで、私の質問は技術的能力が本当にあるのかどうかについて、事業者あるいは国の方でその辺の技術的能力のチェック等はどういうふうにしていくのかについて質問をしたいと思います。

もちろん、現在、品質保証体制を色々やっているのは分かるのですが、言い方が悪いかもしれませんが、書類だけ見て分からないことが結構あると思うのです。本当に運転し、十分な能力を持った技術者が事業者の中に十分いるということ、どういうふうにして確認していくのか。あるいは国とすれば、原子力安全委員会の中で、技術的能力についてどういうふうにか考えるかということを検討されていると思うのですが、特にこの再処理工場という、日本で民間とすれば1個目でありまして、大変重要な設備であるところに、そこに技術的能力

が十分あるかどうかについて、国として今後どういうふうに考えていくのかということ、事業者と国に質問をしたいのですが。

【林座長】

関連ですか。どうぞ。

【山本委員】

今の田中先生のことに関連して聞きたいと思います。

まず、プールの水漏れの問題と溶接の問題で、県民的にはこれで果たして大丈夫なのかな？という率直な感想を持つのではないかと思います。このプールの漏水問題と溶接の関係でも原燃としては三つの過ちと言いますか、要するに元請会社が悪いと。一方的にそうは押し付けていませんが、水漏れに対して、肉厚、肉盛り溶接を発見できなかったということがありますし、それから溶接の段階でも、継ぎ足しの溶接を発見できなかった。それから、今度は検査段階で、貫通欠陥を発見できなかった。検査員にその問題のある施工の存在意識がなかったということになると、これは果たして大丈夫なのかな？という思いを持つと思うのです。これはやはり、全く初歩の段階でこういうようなことになるとすると、先行き果たして大丈夫なのかな？ということが言えると思います。

そういうことに対して、品質保証体制点検計画書に対する評価意見ということで、国を含めて4社のところで意見書を出していますが、まずそこでちょっとお聞きしたいのは、「はじめに」のところで、目的として日本原燃の品質保証体制全体の点検まで行うということを目頭に書いているわけです。これは具体的にどういうところまでやるのかどうか。要するに、今、計画書に基づいて点検をさせている段階ですが、そのことを結果として見てみて、なおかつ不十分であればどうなるのかをお聞きしたいと思います。

それから、4ページ目です。これも詳しく説明してほしいのですが、(3)の3行目の後半ですが、「予定した期間のうちにこれを終了させることにこだわる結果として、現場において点検活動がおろそかにされ」云々、というくだりがあるのですが、「予定した期間のうち」の意味は何なのか。

最後ですが、6ページの8行目、「今後の点検作業の進捗状況及び現品点検の進め方についての報告を改めて日本原燃から受け、その段階で追加の点検作業の必要性の有無を含めてあらためて検討する」ということですが、具体的にはどのようなことが考えられるのかを少し説明していただきたいと思います。

【林座長】

それでは田中先生のご質問をお願いします。どうぞ。

【日本原燃（株）松本副社長】

田中先生からのご質問でございますが、県民の方々、この一連の漏水問題の状況を踏まえて、本当に日本原燃というのは再処理工場をやっていくだけの技術的能力があるのかというご心配があるのではないかとご質問でございますが、本当にそういった状況をどういうふうに技術力について日本原燃は認識しているのかというご質問と受け止めたいと思います。

まず最初に、漏水問題を起こした当時のことを振り返ってみますと、当時のプールの建設に関わった部門でございますが、だいたい 10 人くらいの建設要員で建設の管理をしていました。大部分は電力会社からの出向者、あるいはメーカーからの出向者も一部ございましたが、どちらかという、建設工事に十分熟練といいますか、熟達した人達ではなかったというふうに、今の時点、調査の中で把握しております。

更に若干名のプロパーとして入社数年の方々が入っている、そんなふうな要因でもって、このプールの建設の管理に携わったと。そういう意味では当社側の建設に関わる技術的能力という点では、今と比べては余りにも差は非常に大きい状況ではなかったかなと受け止めております。そういった中で、やはり実績、経験とも十分な元請会社、それから溶接関係では全国股にかけて実績をもった施工会社を十分信頼して、そちらの方の対応について任せるところが非常に大きく、管理面で大変な甘さが出てしまったということは、十分反省しております。

ただ、私どもの再処理工場に関わる技術的能力といいますか、社員の養成、訓練につきましては、これは入社しますと社内の訓練はもちろん、基礎教育は行いますが、同時に東海村の再処理工場、サイクル事業さんの方の使用済燃料の再処理工場で、現場の実習訓練、それからメーカーでの色々な六ヶ所再処理工場の建設に関わるモックアップ施設もございますので、そういう点での実地、モックアップ訓練。あるいは更に今後の再処理工場の試運転、操業に向けて中核となる人達につきましては、フランスのコジェマ社のラ・アグ再処理工場に約 90 名ほど派遣しまして、今現在 70 数名になっておりますが、ラ・アグ工場現場での実践訓練と言いますか、運転要員、補修要員、それから放射線管理要員、そういったものの同規模以上の施設で実地訓練をしております。この人達はまさに、今後の操業の中核になる人達です。

更にフランスのコジェマ社、それからイギリスのBNFL社からは、技術指導員と言いますか、技術のために指導員も来ていただいております、今現在進めている化学試験とか、先行き実施されるはずのウラン試験、あるいは使用済燃料を実際使って行うアクティブ試験の段階でこういった先行者の指導員というか、チームによって、私どもの社員訓練なども色々支援していただくと。そういうことで、地道に技術者のレベルアップ、要員訓練をして、かなりの数の技術レベルの向上には繋がってきているというのが実態かと受け止めております。

今後、私どもとしては、こういった技術者に技術認定制度というか、これを試運転の中で技術者、運転員を含めた技術者の資格、認定制度というものをスタートして、きちんとしたレベルのある技術者をいかに育てていくか、そういったところにも今後取り組んでいくことにしております。

そういう意味では、当時こういった漏水問題を引き起こしたような当時の技術レベルと比較しますと、今はかなり相当なレベルの差というか、それだけの技術力をつけた社員が育ってきているとご理解を賜りたいと思います。その中には、サイクル機構さんの東海再処理工場で経験を持った方々もかなり転籍して、当社に来ていただいておりますし、今現在、出向でも 130 名を超える人達に支援、手伝いをいただいているというようなこともございまして、その相乗効果も含めると、相当な技術レベルのアップに今現在なっておりますし、今後更に期待できるのではないかと考えております。その辺もいずれそういう視点から、私どもの実態もご視察いただければと考えております。以上でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

事業者の技術的能力の問題でございます。今、運転の作業という件については原燃の方から説明がありましたが、我々は保安の観点から申し述べたいと思います。

操業開始後の保安については、保安規定というものでその活動が制約されまして、その保安規定というのは国の認可が必要でございます。今年の10月からこの中に品質保証という内容をこの保安規定に盛り込むことが必要であるということが、これは再処理のみならず、発電所の方の保安規定全て含めてですが、そういうことが決定されました。

この中で、今までの保安活動の組織や体制のみならず、品質保証の体制、人の体制、そういったところも含めて、きめ細かくみていき、保安規定の遵守条件は保安検査ということでみますと、そういったところで十分な対応をとっていきたいと考えております。

山本委員からご質問のございました、この資料の4ページの3行目のところ、「予定した期間のうちに」というこの意味合いでございますが、ここで議論がございましたのは、例えば日本原燃の中でトップから、「この書類点検はいつまでに終わらせろ」というふうな圧力がかかりますと、そこまで終わらせなければならないということで、その点検作業がおろそかになる可能性があるのではないかということで、そういうことがあってはいけないということから、こういう表現で指摘があったというものでございます。

6ページの「追加の点検作業の必要性の有無を含めて」は、現時点で何が追加の点検作業になるか予見されているものはないわけでございますが、一つはやはり書類点検から現品点検に移りますので、その段階でやはり現品点検の十分性というのは、一つ評価のポイントになるのではないかという感じは持っています。ただ、その進捗状況を聞いた上で、委員から色々な追加の点検作業の必要性が出てくるかは、まだ今の段階で予見はできておりません。以上でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【月永委員】

ただいまの技術力という点について、一つ意見を述べさせていただきます。

これは項目でいうと13番目のところで意見も少し述べているのですが、結局、第一線で活躍する人の技術力が一番問題だろうと。そのためには資格システムが必要だろう、というようなことは当然あるわけです。ここで一つ、十分考えていただきたいのは、技術力プラス技術者倫理、技術者のモラル、そういったものも含めて考えていただかないと、いくら自分の技術が高くても、その場において、例えば設計図面に書いていても、実際の現場ではそのとおり施工ができないというようなことがあるわけです。先ほど、菅原委員も言われたように、金物を埋込むのに内部鉄筋をずらすとか、内部鉄筋を切らなければならないとか。実際にその場で、そこまで施工が進んでいった時に、「この部分はいいよ、表面に出てこないから、隠れた部分は適当にやっておけ」というような、技術力があってもモラル、倫理とい

うところがしっかりしていないと、その辺を上司に相談して、どう対応するとかも必要になってきますので、技術力プラス、本当の技術力というのは、その中にはモラルとか技術者の倫理というのが隠れているということの一つ付け加えて教育していただければと思います。

【林座長】

だいぶ時間も経過したのですが、最後に、はい、どうぞ。

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

事務局をあずかっております検証チームから、二点ばかり発言させていただきたいと思えます。

資料1の質問等についての字の小さかったことにつきましては、深く反省しまして、今後においてはよいものをご提供させていただきたいと思っております。

それから二つ目のホームページの件での要約版の議事録等につきましては、その方向で取り組みたいと思えますが、なお、三村知事からも原子力については、県民に分かりやすい説明・広報に、検証チームとしても努めなさいということも、常日頃から言われておりますので、関係部局と連携をしながら、その方向で努力して参りたいと思えます。以上でございます。

【林座長】

まだ皆さんからたくさんあるかと思えますが、一応、本日の予定の時間が参りましたので、これで意見交換を終わりにさせていただきます。

本日の議事につきましては、これで終了させていただきますが、その他につきましては、ただ時間的な問題で、簡単に済むことであればよろしいんですが。それでは、次回の懇話会で、前回の残りということでやりたいと思えますが。そうしていただけますか。よろしいですか。

長時間にわたり、皆様のご意見、大変ありがとうございました。今回はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

4 閉 会

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

林座長には、本当にご苦労様でございました。

以上をもちまして第2回懇話会を終了いたしますが、閉会にあたりまして、三村知事よりごあいさつがございます。

【三村知事】

大変、本日も活発な議論をいただきました。私から委員の皆様方に御礼を申し上げますが、今般の議論の内容におきまして、やはり大変、国及び関係機関に申し上げたいことは、より分かりやすい用語というか、そのことに努めていただくことが、お互いの情報共有というお話がございました。相互理解ということが非常に重要になってくるのではないかと考えております。

また、自分自身、技術能力の問題で非常に突っ込んだことがあって、国は品質保証において、要するに 50 数基原発でやってきたプールが今までは漏れたことがない。今、なぜ、291 ヲ所不適切だったと。本体もハードで、非常に色々な部分において安心を求めているわけです。

従って、ここで徹底した品質保証をします。従って、こういう安心が得られるという部分をぜひ、次回、色々な話をさせていただければと思いますし、日本原燃さんにおかれましては、やはりもっと、非常に延々とお話をいただきましたが、ズバリと、「これこれこうです。従ってこうです。だからこう改めます。」というあり方がなければ、なかなか事業そのものについても、委員の皆様だけではなく、県民そしてまた自分自身が納得できない部分が多々出てくるのかな、ということを感じる次第でございます。

こういう機会でございますから、率直に申し上げたく思い、発言させていただきました。

よりエネルギー政策として、そして日本の国のエネルギーをこの青森県で担っていくとしても、それはやはり安全と安心というものが前提でありますし、言葉を色々なペーパーでいっぱい重ねても、それで安全と安心が得られると思えないのでございます。そういった点を十分に思い返していただきまして、次回にまた望んでいただければと思います。

私からは以上です。委員の皆様方には心から感謝申し上げます。

【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

これをもちまして、第2回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。

本日は皆様、ありがとうございました。